

# 避難場所・避難所

2020.11.11 現在

## 1. 指定緊急避難場所（191 か所）災害対策基本法第 49 条の 4

設置者（市）

切迫した災害の危険から**命を守るため一時的に避難する場所**。地震・洪水・津波など災害種別ごとに指定する。短期的な避難であるため危険が過ぎ去れば閉鎖する。

- ・命を守るための避難場所（市内各所に指定）
- ・1日～2日間の短期滞在を想定
- ・食料、水は自ら持参（必要なものは必ず各自で持参）

### 自主避難所 \*市独自のとりくみ

台風接近などの影響で夜間に避難勧告等を発令する可能性があるときに、現状では避難情報を出す段階にない場合であっても、明るいうちに「自主避難」できるよう、指定緊急避難場所の中から小学校区に1施設を目途に開設し、住民、特に要援護者の皆さんの**早期の自主避難に役立てる**。

## 2. 指定避難所（65 か所）災害対策基本法第 49 条の 7

設置者（市）

自宅が被災したことにより、自宅での生活が困難になった住民が**生活する場所**。

- ・自宅に住むことができないなど長期避難が必要な人が滞在
- ・発災後、危険が過ぎ去り生活する段階において、公立施設を指定

\*指定避難所は、災害発生当初から開設されているものではありません。災害発生当初に開設されるのは、指定緊急避難場所です。

## 3. 福祉避難所（36 か所） \*指定避難所として位置づけ

設置者（市）

一般の指定避難所では生活することが困難な**災害時要援護者が生活する場所**。災害が発生した場合は、まず指定避難所等に避難します。市が福祉避難所へ移動が必要な人を判断し、福祉避難所への避難が決定した人は、家族や付添い者の支援などにより移動します。

あくまでも施設内の空きスペースを提供いただく程度であることや家族・付添い者等が介助する必要があることなどに留意すること。

## 4. いっつき避難場所 \*市独自のとりくみ

設置者（区・町内会）

地震等が発生した場合に、近隣住民がお互いに安否確認するために**一時的に集まる空き地などの場所**で、区・町内会で指定いただいている。

安否の確認ができない方があれば、その方の自宅に向かい、声掛けを。

\*地震の場合、すぐに避難するのではなく「**自宅に住めなくなったら避難所へ**」という認識が必要です。揺れが収まったら、あらかじめ区や隣保等で取り決めている、いっつき避難場所へ避難を開始。いっつき避難場所が確保できない場合は、まずは家の外に出て、安全の確保。

**沿岸部では津波の危険性があるため、津波避難場所（43 か所）や高台へ徒歩で避難。**

【対象の区】

港地区沿岸部：小島、瀬戸、津居山、気比、田結

竹野沿岸部：宇日、田久日、駅前、東町、中町、馬場町、上町、下町、西町、切濱、濱須井

## 5. 区独自の避難施設

設置者（区・町内会）

地区会館や地区で協定を結ばれている民間施設等、**市の指定外の避難場所**。近くにあるのが強みだが、地区で避難所を運営する必要がある。また、災害リスクに注意が必要な施設もある。

## 6. 上記以外の避難方法（例）

- 防災マップで安全とされている自宅
  - 安全な親戚や友人宅
  - 近くのより安全なお宅へのご近所避難
  - ホテルや旅館
  - 車で安全な場所で待機（短期間の車中泊）
- 等

【参考】広域避難場所（市の指定なし）

一時避難場所及び指定緊急避難場所を含む地域全体が火災等により危険になった場合の避難場所（大規模な公園や駐車場）